

議案第29号

令和4年度飯能市水道事業会計予算（案）

（総則）

第1条 令和4年度飯能市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 37,530戸 |
| （給水世帯数） | （35,530世帯） |
| (2) 年間総配水量 | 10,051,600m ³ |
| (3) 1日平均配水量 | 27,539m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| イ 老朽管布設替事業 | 272,900千円 |
| ロ 配水管網整備事業 | 185,400千円 |
| ハ 取水・浄水・配水施設等整備事業 | 71,037千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|------------|-------------|-------|
| 第1款 水道事業収益 | 1,859,407千円 | |
| 第1項 営業収益 | 1,606,991千円 | |
| 第2項 営業外収益 | 252,110千円 | |
| 第3項 特別利益 | | 306千円 |

| | 支 | 出 |
|------------|-------------|----|
| 第1款 水道事業費用 | 1, 762, 842 | 千円 |
| 第1項 営業費用 | 1, 688, 932 | 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 63, 355 | 千円 |
| 第3項 特別損失 | 555 | 千円 |
| 第4項 予備費 | 10, 000 | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額640,470千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,652千円、減債積立金112,912千円、過年度分損益勘定留保資金476,906千円で補てんするものとする。）。

| | 収 | 入 |
|------------|----------|----|
| 第1款 資本的収入 | 344, 742 | 千円 |
| 第1項 企業債 | 269, 000 | 千円 |
| 第2項 負担金 | 65, 742 | 千円 |
| 第3項 国庫補助金 | 10, 000 | 千円 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 資本的支出 | 985, 212 | 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 668, 112 | 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 317, 100 | 千円 |

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|---------|---------|------------------|------------|-------|-----------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 小岩井浄水場非常用発電機設置事業 | 130,000 千円 | 令和4年度 | 40,000 千円 |
| | | | | 令和5年度 | 90,000 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------|---------------|----------------|--|--|
| 老朽管布設替事業 | 千円 210,000 | 普通貸借は 又証券発行 | 3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。 |
| 取水・浄水・配水施設等整備事業 | 59,000 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 計 | 269,000 | | | |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

184,340千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,270千円と定める。

令和4年2月25日提出

飯能市長 新井重治